

満 65 歳～74 歳の
運転免許返納者等の方

障がい者の方

満 75 歳以上高齢者の方

知多バス運賃助成 令和8年度も実施します

(受付期間:令和 8 年 3 月 25 日～令和 9 年 3 月 31 日)

受付開始

令和8年3月25日～

申請方法など
詳しくは裏面を
ご覧ください

利用券が新しくなります

令和 7 年度の利用券は令和 8 年 3 月 31 日
まで利用できます。

令和 8 年 4 月 1 日からは、新しい利用券が
必要になります。
改めて申請してください。



対象路線：半田常滑線：常滑駅～窯業技術センター前

【お問い合わせ先】 運転免許返納者等 市民協働課 ☎47-6108
障がい者 福祉課 ☎34-7744
高齢者 高齢介護課 ☎47-6133

ご利用の方法

ステップ1 利用券を受け取る

◆ 満65歳～74歳の運転免許返納者等の方

- ① 市の市民協働課窓口にて、「常滑市バス運賃助成利用券交付申請書」に必要事項を記入してください。※郵送可能
■必要なもの：**運転経歴証明書**（公安委員会発行）
- ② その場で利用券（50枚つづり）をお渡しします。（郵送の場合、後日送付）

◆ 障がい者の方

身体1種、2種
療育1種、2種
精神1級～3級

- ・身体障害者手帳と療育手帳は「旅客鉄道株式会社運賃減額種別」に準じます。
- ・また、介護者1名も助成します。（1種の方のみ）

- ① 市福祉課の窓口にて、「常滑市バス運賃助成利用券交付申請書」に必要事項を記入してください。また、1種の方は、介護者用の利用券もあわせて、申請できます。※郵送可能
■必要なもの：**障がい者手帳**
- ② その場で利用券（50枚つづり）をお渡しします。（郵送の場合、後日送付）

◆ 満75歳以上高齢者の方

- ① 市高齢介護課または高齢者相談支援センター窓口にて、「常滑市バス運賃助成利用券交付申請書」に必要事項を記入してください。
※市高齢介護課窓口のみ郵送可能
■必要なもの：なし
- ② その場で利用券（50枚つづり）をお渡しします（郵送及び高齢者相談支援センターで手続きされる方は、後日送付）。

ステップ2 利用券に乗降場所などを記入する

バスに乗る前に、利用券に「乗車停留所」及び「降車停留所」を記入し、利用目的を選択してください。



ステップ3 バスを利用する（証明書類持参）

バスに乗る際に整理券を受け取り、降りるときに利用券と一緒に運賃箱に投入してください。運転手から対象者であることの確認を求められた場合は、証明できる書類を提示してください。

- ※ 利用券が残り少なくなったときは、再度申請してください。
- ※ 区域外を含む乗降車の場合は、実際の運賃料金と助成額との差額を運賃箱に投入してください。